



理事の組合員資格喪失について

Question

私どもの協同組合の組合員であるA株式会社の甲代表取締役が組合の理事に就任していたところ、その任期中に、A株式会社が組合員資格事業を廃止したため、組合員資格の喪失により組合を法定脱退しました。この場合、甲氏は理事の資格を失いますか。あるいは、員外理事として引続き理事の資格を有するのですか。理事の取扱いについて教えてください。

Answer

はじめに、選挙の当時、組合員又は組合員たる法人の役員であることを前提として就任した理事(以下、「員内理事」という。)が、任期中に、組合員又は組合員たる法人の役員としての地位を失った場合に、理事の地位を当然に失うかどうかについて考えてみましょう。

まず、組合員又は組合員たる法人の役員以外の理事、すなわち員外理事を認めない組合においては、その理事は当然に理事の地位を失うと解すべきですが、員外理事を認める組合の場合については、大別して2つの異なる見解があります。

1つは、員外理事制度は、組合員以外にも幅広く人材を得ることを目的として採用されたものであり、員内理事と員外理事の選出を行う場合の組合員の判断基準はおのずと異なる。したがって、員内理事は、組合員又は組合員たる法人の役員であることを前提として理事の地位を認められていたとみるべきであり、この前提を失ったときは、員外理事を認める組合であっても、当然に理事の地位を失うと解すべきであるとする見解です。

いま1つの見解は、員外理事を認めている組合においては、員内理事は、組合員又は組合員たる法人の役員としての地位を失っても、なお理事としての権利義務を有

しており、員外理事としての地位に留まりうるので、当然には理事の地位を失わないとする見解です。現在、指導上は、後者の解釈がとられています。

ただし、この場合、員外理事総数が、「理事定数の3分の1を超えてはならない」とする中協法(以下「組合法」という)第35条第4項の制限、あるいは、定款所定の制限を超えることはできません。

したがって、ご質問の場合、A株式会社は組合員の資格を失って法定脱退しており組合員ではありませんので、貴組合の理事に就任しているA株式会社代表取締役の甲氏は員外理事として貴組合の理事に留まれるかどうかということになります。

貴組合の定款に員外理事定数が規定されているとすると、その数は組合法の範囲内で規定されているはずであり、その員外定数に空きがある場合(例えば、理事定数6人以上8人以内、その内員外理事は2人とした規定の場合に、現在、員内理事7人(員内理事には甲氏を含む。)、員外理事1人とすると、員外理事には1人の空きがあり、甲氏は員外理事となり得ます。)は員外理事として留まることはできますが、員外理事定数をオーバーしてしまう場合は必然的に退任ということになります。